

鶏卵生産者経営安定対策事業に関する手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本養鶏協会（以下「協会」という。）が定める鶏卵生産者経営安定対策事業実施要領（以下「実施要領」という。）第2の1の（10）の規定に基づき、当該事業の実施に必要な手数料が加入生産者に過度の負担とならないよう、手数料の根拠等の透明化、明確化を図るために必要な事項について定めるものとする。

(手数料単価の設定)

第2条 協会は、毎事業年度開始前に、鶏卵1キログラム当たりの手数料の額を、専門委員会及び審議委員会における審議を踏まえ、理事会において定めるものとする。この場合において、手数料の額は前年度の収支見込額等を勘案して定めるものとする。

2 協会は、第1項で定めた手数料の額を加入生産者に通知するものとする。

(手数料の徴収)

第3条 協会は、原則として毎事業年度の四半期の開始前に当該四半期の契約数量に応じた額を積立金及び協力金とともに現金で徴収するものとする。

2 第1項の手数料の徴収に要する費用は加入生産者の負担とする。

3 協会は、徴収した手数料は返還しないものとする。

(手数料の使途)

第4条 協会は、徴収した手数料を鶏卵価格差補填事業に係る事務に要する経費、並びに成鶏更新・空舎延長事業に係る事務に要する経費のうち国からの補助金の交付決定を受けていない経費に使用することができる。

(手数料に係る経理)

第5条 協会は、手数料に係る経理は、鶏卵生産者経営安定対策事業に係る補助金の経理と明確に区分し、管理するものとする。

(手数料収支の報告)

第6条 協会は、毎事業年度終了後に、手数料の収支結果について、専門委員会、審議委員会及び理事会に報告するものとする。

(手数料の返還)

第7条 協会は、3事業年度を1期間とする基本契約期間の満了時において手数料に残額があるときは、第3条第3項の規定にかかわらず、当該契約期間の加入生産者に対してその徴収割合に応じて返還するものとする。

2 廃業した加入生産者等については、3カ年間の経過措置期間を設け、この間において所在が不明なため返還できない場合には手数料に繰り入れることができるものとする。

3 第1項の手数料の返還額は、第3条の手数料の徴収額から控除することができるものとする。

4 第1項の手数料返還時に要する費用は協会の負担とする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、手数料に関して必要な事項は、審議委員会における審議を踏まえ会長が理事会に諮って定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程は、審議委員会における審議を踏まえ、理事会の決議により改廃することができる。

附則

1 本規程は、平成29年2月16日より施行する。

2 本規程は、鶏卵生産者経営安定対策事業の第Ⅰ期事業（平成23年度～平成25年度）及び第Ⅱ期事業（平成26年度～平成28年度）にも適用するものとする。ただし、第4条（手数料の用途）のうち、「成鶏更新・空舎延長事業に係る事務に要する経費のうち国からの補助金の交付決定を受けていない経費」については、平成29年4月1日以降対象に含める。